

令和 8 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 5月臨時会付託案件 1

令和 8 年 5 月 1 5 日（金曜日）

総務委員会会議録

令和8年5月15日 金曜日

午前10時17分開議

午前11時04分閉議（実時間45分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市一般会計補正予算・第15号）
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号）
1. 議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例）

○本日の会議に出席した者

委員長	木村博幸君
副委員長	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	たみみ一君
委員	西和明君
委員	橋本貴喜君
委員	蓑田由貴君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	中村光宏君
財務部次長	角田浩二君
財政課長	草西亮介君

市民税課長	窪田智昭君
資産税課長	金橋俊雄君
農林水産部	
理事兼水産林務課長	福浦亮二君
総務企画部長	田中孝君
デジタル推進課長	垣田治嗣君
文書統計課長	松田英里君

○記録担当書記

中山美穂君

（午前10時17分 開会）

○委員長（木村博幸君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市一般会計補正予算・第15号）

○委員長（木村博幸君） それでは、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第46号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第15号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部長（中村光宏君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総務委員会に付託されました事件議案、議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市一般会計補正予算・第15号）につきまして、角田財務部次長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

財務部の角田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、失礼をいたしまして、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４６号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

２ページをお願いいたします。

専決第２号として、令和７年度八代市一般会計補正予算・第１５号を専決処分したものでございます。

５ページをお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の総額でございますが、今回は歳入歳出それぞれ５１０万円を追加し、歳入歳出それぞれ９０８億１５７０万円でございます。

次に、第２条では繰越明許費の補正を設定しております。内容は７ページ上段の表を御覧ください。

第２表、繰越明許費補正でございます。

款２・総務費の市庁舎管理運営事業（鏡支所）は、鏡支所防火シャッター改修工事において２回の入札を行いました。不調となり、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費３５１万６０００円を設定するものでございます。

款５・農林水産業費の道整備交付金事業は、林道深水線改良工事において事故が発生し、関係各所との現地立会い等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費２２１３万円を設定するものでございます。

第３条では地方債補正をお願いしております。内容につきましては８ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

１、追加といたしまして、歳入欠かん債は３

０６０万円を、災害廃棄物処理事業は６２５０万円を追加し、限度額として設定するものです。

２、変更といたしまして、衛生処理センター解体事業は、補正前の限度額９１４０万円に１９０万円を追加し、補正後の限度額を９３３０万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款２２・市債で御説明をいたします。

それでは、総務委員会付託分につきまして、まず、歳入について御説明をいたします。

１２ページをお願いいたします。

上段の表、款１・市税、項１・市民税、目１・個人、節１・現年課税分で２７７０万円を減額しております。これは、令和７年８月豪雨の影響により減免を実施したことから、歳入不足が見込まれるため減額するものでございます。

中段の表、款１・市税、項２・目１・固定資産税、節１・現年課税分で２９０万円を減額しております。これは、令和７年８月豪雨の影響により減免を実施したことから、歳入不足分が見込まれるため減額するものでございます。

款１１・項１・目１・節１・地方交付税で１億２９２６万２０００円を増額しております。これは、令和７年８月豪雨の影響もあり、特別交付税等の地方交付税が増額されたことによるものでございます。

１３ページをお願いいたします。

上段の表、款１８・項１・寄附金、目９・節１・災害復旧費寄附金で２６７２万円を増額しております。令和７年８月豪雨に伴う災害寄附金収入によるものでございます。

中段の表、款１９・繰入金、項１・基金繰入金、目１・節１・財政調整基金繰入金で１２億１５２８万２０００円を減額しております。これは、令和７年８月豪雨の影響による災害復旧費等の財源として繰入れを予定しておりましたが、地方交付税の増額が見込まれるため減額するものでございます。

下段の表、款２２・項１・市債、目３・衛生債、節２・生活環境債を１９０万円増額しております。これは、衛生処理センター解体事業において、当初起債対象外としていた貯留槽に残ったし尿処理に係る負担金が起債対象となったことから、市債を増額したものでございます。充当率９５％の合併特例債となります。

目９・災害復旧債、節６・歳入欠かん等債を９３１０万円増額しております。

内訳といたしましては、説明欄１つ目の災害廃棄物処理事業６２５０万円は、災害廃棄物処理で多額の支出が見込まれ、今回、歳入欠かん等債の発行可能団体の告示を受けたことから、市債を増額したものでございます。充当率１００％の災害対策債となります。

説明欄２つ目の歳入欠かん債３０６０万円は、令和７年８月豪雨の影響により、市税の減免で歳入不足が見込まれるため、今回、歳入欠かん等債の発行可能団体の告示を受けたことから、市債を増額したものでございます。充当率１００％の歳入欠かん債となります。

引き続き、歳出のうち総務費について御説明をいたします。

１４ページをお願いいたします。

上段の表、歳出、款２・総務費、項１・総務管理費、目２・文書広報費で５１０万円を追加しております。これは、ケーブルテレビ伝送路等設備の撤去について、当初、全額を充当率１００％の過疎対策事業債を予定しておりましたが、借入れ枠の都合上、一部を充当率９５％の合併特例債に振り替えたこと等による歳入減により、追加で繰出金を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（蓑田由貴君） 今回、この歳入が大幅に財政のほうが変わってきていると思うんですけど、それに対して、今後の復興というか、被災した方の住民さんに対してとかの影響はないでしょうか。すいません、質問をちょっと変えてもいいですか。先ほどのケーブルテレビの歳入の……。

質問変えていいですか。

○委員長（木村博幸君） はい。

○委員（蓑田由貴君） 歳入のときのケーブルテレビのほうで、借入れ枠の都合上というふうにおっしゃったと思うんですけど、それは具体的に、枠が足りなくなるということは当初予測ができなかったのかについてちょっとお聞きしたいです。

○財政課長（草西亮介君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の草西と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、委員お尋ねの過疎債の最初の予定でというところで、過疎債が、八代市で借入れを予定するというような、まず計画を立てまして、その後、出すんですけども、国のほうの予算の枠というのが、過疎債を発行する枠というのをございまして、それが各県に振り分けられてくるんですけども、そこからまた県の配分された額が、今うちが予定していた額よりも下がってきたということで、県からオーケーが出た分がちょっと下がったために、過疎債が少し取れなくなり、ほかの起債のほうに振り替えたというようなところでございますので、当初から予定は見込みが立てられなかった部分でございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の質問の関連でお尋ねしますが、結果的に合併特例債に振り替えてあるということですね。その合併特例債というのは、まずは、いつまで借入れが可能なの

かということと、合併特例債を今幾ら借りて、あと残りはどれだけ借りることが可能なのか、その3点をお尋ねしたいと思います。

○財政課長（草西亮介君） 今、委員お尋ねの合併特例債の状況ということでございます。合併特例債のほう、令和7年度の予算までで借入れということになってございますので、発行の可能額は401億6740万円に對しまして、予定額としましては401億4860万円ということで、約1900万円ほどの不用額が出る見込みではないかというところでございますが、あと今後、ちょっと繰り越した事業もございしますので、今後、執行状況で少しまた不用額が多くなるかもしれませんが、大体何千万かというところの不用額は出る見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 繰越明許の2件なんですけど、鏡支所の防火シャッター、それから、道整備交付金事業で林道深水線の今後の考え方という部分はどんな感じになってるんですか。

○財務部次長（角田浩二君） 鏡支所につきましては、御説明をいたしましたとおり、2回入札を行いました、不調となりましたことから、現在は地方自治法施行令第167条2第1項第8号を適用いたしまして、随意契約で業者を決定しております。

○委員（大倉裕一君） 規定の何号と言われても宙に覚えんとですけど、その8号ってどういう条件なんですか。

○財務部次長（角田浩二君） 入札等に付した場合に入札に参加者がいないとき、また、再度入札に付したときに落札がないときに、この8号を適用するということになっております。

○委員（大倉裕一君） その随意契約先は、この予算額351万6000円、これで可能だというふうになってるんですか。これにプラスして予算をまた提出されたりとかするんですか。

○財務部次長（角田浩二君） いえ、この予算額となります。

○委員（大倉裕一君） ということであれば、最初の入札のときに受ける先がなかったというのは、どういった理由で受けることができなかったんですか。

○財務部次長（角田浩二君） 当初の仕様書の内容を確認された上で、事業者のほうに参加できないということで入札に参加されなかったということになりますので、それで、2回目にしたときには、若干仕様書の変更を行いまして、もう1回入札をさせていただきましたけども、それでも参加できないということになったものでございます。

○委員（大倉裕一君） 仕様書の変更が行われたときは同じ業者さんですよ。けども、できなかった。けど、今度随意契約したところは、その変更された仕様のところで受けていただいたということですか。

○財務部次長（角田浩二君） 最初の入札につきましては、八代市の有資格者名簿で建具の登録をされている事業者の方を選定業者としてさせていただいたところだったんですけれども、最後、随意契約ということで見積り合わせをさせていただいた事業者につきましては、建築工事一式の登録があるところから見積りをいただいて、そして、随意契約をさせていただいたという形になります。

○委員（大倉裕一君） 素人的に考えると、1回目の指名の業者さん、建具、そこに出されてるのがおかしいんじゃないかなって私は今思ったんですけど。建築一式のほうだったら何となく胸に落ちるものがありますので、そういったところが影響してるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○財務部次長（角田浩二君） 工事の内容で、建具の工事の中にシャッターの改修というのも希望されている場合がございますので、その場

合はシャッターの改修のほうの希望を優先して、建具から選ぶということになっておりますので、まずは建具の事業者のほうから選ばせていただくという形になります。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） これを聞いていいのかわからないですけど、さっきの繰越しのときの林道の事故なんですけど、その事故の詳細とかは聞いていいものなのでしょうか。

○委員長（木村博幸君） 概要だけ。

○委員（蓑田由貴君） 概要だけになるんですかね。管理体制とか。（「遅れた理由を」と呼ぶ者あり）

○財政課長（草西亮介君） 林道の事故の関係でございますけれども、すいません、今こちらのほうに、手元に資料がございませんので、後ほどまた改めて御説明をさせていただきます。

○理事兼水産林務課長（福浦亮二君） 水産林務課長の福浦です。よろしくお願いします。

事故の詳細なんですけど、一応この工事のほうで林道深水線ということで、のり面のモルタル吹きつけの工事になっております。その工事に伴いまして、業者さんのほうが着工前測量を行ってるときに、立ち木のほうに安全ロープを下に垂らして、そこに安全帯をつけて、それから降下するような作業になっておりましたけど、そのときの状況といたしまして、立ち木からロープを垂らした状態で、本来ならばちょっと引っ張った状態で安全帯のほうを装着するのが普通なんですけど、ちょっと上がたるんだ状態で、ちょっとつかみどころを間違ってしまうと、それで安全帯をつけようかとしたら、その遊びの部分でするとバランスを崩して、そのまま５メートル下ぐらいまで落下したような状態になっております。

一応、日時のほうが令和８年１月２７日に事故が、午後３時頃起こっております。それから労災病院に搬送されまして、次の日の夕方に、

落ちた本人さんは亡くなられたと報告を受けております。

労働基準監督署のほうからは、この件に関しましては、是正勧告書とかそういうのは出さないということで、それは本人の不注意で落下したということで、会社自体の安全な措置というか、そういう対策にはならないということで処理のほうを受けております。

一応事故の詳細については以上であります。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認ですけど、福浦課長、業者さん側の全責任ということで今受け止めたんですけど、八代市側からの対応という部分は、例えば、お見舞金っていうか、そういった部分を出したりとか、そういったのはないということに受け止めていいですか。

○理事兼水産林務課長（福浦亮二君） 御質問の件なんですけど、一応うちのほうからは、お見舞金とかそういうのは出してはおりません。事故は業者側の責任というか、それで一応発注者側としては、見舞金とか、そういうのに関することは一応出したりとかはしておりません。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第４６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１５号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前10時40分 小会)

(午前10時41分 本会)

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、議案第47号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部、田中でございます。

それでは、議案第47号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号について、垣田デジタル推進課長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○デジタル推進課長（垣田治嗣君） デジタル推進課の垣田でございます。

それでは、議案第47号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号について説明させていただきます。

失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○デジタル推進課長（垣田治嗣君） それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

今回、歳入予算の組替えを行っており、3月31日付で専決処分を行っております。

次に、25ページをお願いいたします。

歳入補正予算事項別明細書の2、歳入を御覧ください。

上段の表、款2・繰入金、項1・目1・節1・一般会計繰入金では、補正前の額に510万円を追加し、補正後の額を4660万1000円としております。これは、次に説明いたします坂本地域支所移転に伴う補償金及び起債の

減額に伴う財源調整でございます。

次に、中段の表、款4・諸収入、項1・目1・節1・雑入では、補正前の額から200万円を減額し、補正後の額を2714万8000円としております。これは、坂本地域におけるかさ上げ工事に伴い、ケーブルテレビ伝送路の移転を行う際の補償金で、予定した移転数より減少したことに伴い、減額となったものでございます。

最後に、下段の表、款5・項1・市債、目1・節1・ケーブルテレビ事業債では、補正前の額から310万円を減額し、補正後の額を1億8730万円としております。これは、新放送サービス移行に伴い、ケーブルテレビ伝送路等の設備撤去に係る費用に充当する起債で、先ほど財務部次長から説明がございましたように、当初、充当率100%の過疎対策事業債を予定しておりましたが、借入れ枠の都合上、一部を充当率95%の合併特例債に振り替えたことに伴いまして、起債額の減となったものでございます。

以上が令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(木村博幸君) 挙手全員と認め、本
案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前10時46分 小会)

(午前10時47分 本会)

◎議案第48号・専決処分の報告及びその承認
について(八代市市税条例の一部を改正する条
例)

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

次に、議案第48号・八代市市税条例の一部
を改正する条例に係る専決処分の報告及びその
承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長(窪田智昭君) 皆さん、おはよ
うございます。(「おはようございます」と呼
ぶ者あり) 市民税課の窪田でございます。よろ
しくお願いいたします。

議案第48号・専決処分の報告及びその承認
についてでございます。内容につきましては、
着座にて御説明させていただきます。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○市民税課長(窪田智昭君) それでは、議案
書の27ページをお開きください。

初めに、提案理由でございます。専決処分し
た事件については、地方自治法第179条第3
項の規定により、議会に報告し、その承認を求
める必要があることから提案するものでござい
ます。

28ページをお願いします。

専決第4号・専決処分書でございます。内容
は八代市市税条例の一部を改正する条例でござ
います。

条例改正の内容は29ページから38ページ
となっておりますが、改正の主なものにつつま
しては、先にお配りしております、右上に令和
8年5月15日総務委員会、議案第48号・市
民税・資産税と書いてあります資料で説明させ

ていただきます。

まず、資料1ページの1、改正の趣旨といた
しましては、令和8年度税制改正を含む地方税
法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
でございます。

専決の理由といたしましては、地方税法及び
地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正
する法律(令和8年法律第2号)は、令和8年
3月31日に公布され、令和8年4月1日から
施行されるものがあるため、令和8年3月31
日で専決処分を行ったものでございます。

次に、改正の主な概要について、市民税課所
管分については私のほうから説明を行い、資産
税課所管分については金橋資産税課長から説明
いたします。

それでは、市民税課所管の改正点について説
明させていただきます。改正につきましては、
主に3点となります。

まず1点目が、住宅借入金等特別税額控除適
用期限の延長についてでございます。

これは、令和7年末で期限を迎える予定であ
った住宅借入金等特別税額控、いわゆる住宅ロ
ーン減税が、令和8年度税制改正大綱において
5年間延長され、令和12年までに居住を開始
した場合までの適用となりました。控除率や控
除期間は変わらず、年末のローン残高の0.
7%。期間は原則10年、省エネ性能が高い住
宅は最大13年でございます。

なお、長期優良住宅や、断熱等級5・一次エ
ネルギー等級6をクリアし、快適性と省エネ性
を両立する住宅であるZEH水準省エネ住宅な
ど、認定住宅等の省エネ性能に応じて借入限度
額が引き上げられる特例は維持されています。

次に2点目、資料の1ページの中頃になりま
す。特定一般医薬品等購入費を支払った場合の
医療費控除の特例の適用期限の延長でございま
す。

従来の適用期限は平成30年度から令和9年

度までとなっておりましたが、今回の改正で令和9年度までの期限を廃止して、永続的に適用することになりました。

この医療費控除の特例を簡単に説明いたしますと、これは、いわゆるセルフメディケーション税制と言われている制度で、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合には、医療費控除の特例として、一定の金額の所得控除を受けることができる制度となっております。

控除額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額から1万2000円を差し引いた金額、最高が8万8000円となっております。

ただし、このセルフメディケーション税制は、あくまでも医療費控除の特例となるため、この特例の適用を受ける場合においては、通常の医療費控除と併せて受けることはできませんので、注意が必要となります。

次に3点目になります。資料1ページの下段の軽自動車税における環境性能割の廃止についてです。

軽自動車の環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止され、令和8年4月1日以降の登録車から非課税となり、新車・中古車問わず購入時の燃費基準に応じて最大2%課税されていたものがなくなったことで、購入時の負担が軽減されました。

また、環境性能割の廃止とともに、軽自動車の種別割につきましては、総称で軽自動車税へと名称変更されました。

なお、電気自動車等、燃費効率がいいものに対してのグリーン化特例は、2年間の延長となっております。

なお、環境性能割の廃止による軽自動車税の市税分の減収分については、国から補填されることとなっております。

市民税課所管分の改正は以上でございます。

○資産税課長（金橋俊雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の金橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、資産税課所管分の改正内容につきまして、着座にて御説明申し上げます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○資産税課長（金橋俊雄君） 資料は2ページを御覧ください。

固定資産税に関する主な改正は、固定資産税に係る免税点の見直しで、施行日は令和9年4月1日でございます。

固定資産税に係る免税点とは、同一の納税義務者が市内に所有する土地、家屋、または償却資産について、それぞれの課税標準額の合計が一定の基準額に満たない場合には、固定資産税を課税することができないという制度でございます。

今回の改正は、全国的な物価上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、土地につきましては、地価が下落傾向であることから、現行の30万円のまま据え置くこととしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(木村博幸君) 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第50号・専決処分の報告及びその承認について(八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例)

○委員長(木村博幸君) 次に、議案第50号・八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長(松田英里君) 文書統計課の松田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第50号・八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例につきまして、失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○文書統計課長(松田英里君) 議案書は45ページから48ページでございます。説明につきましては、右肩に議案第50号関係資料と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨を御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市における公示送達の方法につきまして、インターネットによる公表等を可能とすることにより市民の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

まず、2本の条例に共通する主な改正内容を御説明いたします。

中段の図を御覧ください。

左側が改正前でございます。公示送達の方法につきましては、掲示場に書面を掲示するという方法により行っております。

右側が改正後となっております。インターネットによる公表が必須となります。加えまして、従来から行っております掲示場での書面の掲示、または市役所に設置したパソコン画面での表示により公示送達を行うこととなります。

次に、2、改正の内容を御覧ください。

1つ目は、八代市行政手続条例の改正でございます。不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達により行う場合の方法について、先ほど御説明しました内容の改正を行うものでございます。

2つ目は、八代市市税条例の改正でございます。本市が送達すべき地方税関係書類の公示送達の方法につきまして、同様の改正を行うものでございます。

最後に、3、施行期日でございます。施行期日は、関係法令の施行日と同日の令和8年5月21日としておりますことから、4月28日付で専決処分を行っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(木村博幸君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(蓑田由貴君) ホームページに公開するということなんですけど、どんなふう to ホームページで管理をしていくとか、プライバシーとかも含めてですね。そして、見せ方とか、具体的なホームページで見せるに当たっての、について教えていただけたらと思います。

○市民税課長(窪田智昭君) セキュリティーの問題ですね。これは、日本全国で5月21日以降、各市町村、各省庁も含めて行っていくん

ですが、国のほうから指針というのが出ております。

まず、インターネット上に公開するということは、そのインターネット上で一括して機械的にそこから個人情報情報を抜かれないような処理を行うこと。このためには、公示送達で、今、こういった紙の分で本来あるんですね。届かなかった住所と届かなかった人の名前があって、何のための公示送達なんだよってするのかというのが出るんですが、こちらのほうを、国が指定してますソフトが幾つかあるんですが、こちらのソフトを使って全て画像化します。画像化することによって、データとして機械的にそこから抜くことができない。データを抜くことができない処理を行った上で、そこを公示する期間ですね、効力的には2週間公示期間があれば効力を発生できますので、2週間の期間を終えたら、すぐそこはもう落とすって形で、必要以上に長くはしないということで、一定の個人情報の漏えいを防ぐような形ということで、事細かに結構国のほうからの指定があって、そちらのほうを全てクリアする形で行っていくと。

もちろん今、行政手続と税関係ということでありましたが、こちらの情報に準じるってところで規定してる他業務はありますことから、そちらの業務でやる場合に関しても、確実に国からの指針を守った一定のルールというのは今関係各課と協議して、どの形でやるのかというのは協議してあらかた固まってる状態ではあるんですが、正式に実施する前には、統一したルールとして定義づけしまして、それを関係各課のほうで必ず遵守していくというところで、情報の漏えい等、セキュリティのほうを守っていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 市民の皆さんが見るのは、ソフトを介した画面を見るっていうことで。

ホームページに……。

○市民税課長（窪田智昭君） ただいまの質問ですが、見せ方という形については、ホームページを担当してます秘書広報課の広報広聴係と今話し合ってます、1つホームページ上のページをつかって、そこに各課、公示送達をするところが画像を貼り付ける形で対応していくという形になります。なので、先ほど申しましたとおりに、画像ですので、機械的にそこからデータ的には抜けないような状態を求めて、決まった期間が終了したら、そこからその画像ごと落とす形を取っていく方向で今調整をして、協議中でございます。

ただ、決定ではございませんので、若干ちょっと変更になってセキュリティのアップ、もちろんできること、できないこともございますところから、私どもとしては、セキュリティをなるべく確保した形で、国の指針に従った方向でやっていきたいと思ってます。

以上、お答えとします。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告及び委員長報告の作成については
委員長に御一任願いたいと思いますが、これに
御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) 異議なしと認め、そ
のように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午前11時04分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和8年5月15日

総務委員会

委員長